

意見書 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

介護保険制度がスタートしてから10年を迎えましたが、介護現場では深刻な問題が山積しています。特に特別養護老人ホームの入所待機者は42万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担など深刻です。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして介護事業者および介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる方々から、必要なサービスおよび介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実なる声が多く上がってきています。

しかも、15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えるといわれています。今後さらに進展する超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現をめざすには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められています。

そのために、2012年に行われる介護保険制度改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要と考えます。政府におかれては、介護保険制度の抜本的な基盤整備をすべく、特に以下の点について早急な取り組みを行うよう強く要望します。

- 1 2025年までに「介護施設の待機者解消」を目指す。そのために、介護3施設を倍増させ、特定施設、グループホームを3倍増する。
※介護3施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療

- 養型医療施設
※特定施設：介護付き有料老人ホーム、ケアハウスなど。
2 在宅介護への支援を強化するために、24時間365日訪問介護サービスへ大幅な拡充を行うほか、家族介護が休息をとれるよう「レスパイト（休息）事業」も大幅に拡大する。
3 煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続きを簡素化、要介護認定審査を簡略化し、すぐに使える制度に転換する。
4 介護従事者の大幅給与アップなどの待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行う。
5 介護保険料の上限が高くなりすぎないように抑制するため、公費負担割合を5割から、当面6割に引き上げ、2025年には介護保険の3分の2を公費負担でまかなう。
※1号保険料は現在4,160円（月額）。このままいけば2025年に6,300円を超えると見られている

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年3月16日

広陵町議会

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様
厚生労働大臣 長 妻 昭 様

意見書 冤罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書

国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官と共に犯罪を裁く裁判員制度が2009年5月から施行され、国民の感覚が裁判の内容に反映されること、それによって、国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されています。

しかし、実際の裁判では、DNA型再鑑定により無実が明白となり、現在宇都宮地裁で再審裁判を行っている足利事件の管家利和さんは、長時間の警察の取調べで暴力まで振るわれて、虚偽自白をさせられた無念さを語っています。

昨年、最高裁で再審が確定した、布川事件の桜井昌司さんと杉山貞真さんも長時間の過酷な取調べと誘導によって「自白」を強要され、その無実を証明する諸証拠を隠され、無期懲役の刑を受け、29年間も刑務所に閉じこめられ、仮釈放をされてから再審を闘って無実を晴らそうとしています。

このように裁判では、供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、一度裁判員となった場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねません。

検察庁や警察庁では現在、各地で取調べの一部のみの録画・録音（最終段階での自白の自発性確認）を施行しています。しかし、このような録画・録音手法は、捜査側に都合の良い部分だけが記録されるもので、更なる冤罪を生み出すという重大な問題をもっています。

「取調べの可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に警察や検察が行う取調べの全過程を録画・録音することで、可視化が実現すると、冤罪の原因となる密室での違法・不当な取調べによる自白の強要が防止できると共に、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には取調べの録画・録音テープが証拠となります。

取調べの可視化は、自白の任意性や信用性を迅速・的確に判断するための方策として、また、冤罪事件を防ぐことにつながり、裁判員制度をより公正で国民本位にするために不可欠な取り組みの一つと言えます。幸い、千葉景子法務大臣が記者会見で、取調べの可視化の早期実現に意欲を示められたことを支持し、その実現を求めます。

よって、政府におかれましては、取調べ過程の全面可視化を一刻も早く実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月16日

広陵町議会

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様
法務大臣 千葉 景子 様

意見書 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書

現在の日本社会は、年金・医療・福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバル化による国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負（派遣）」などに象徴されるような、「働いても十分な生活が維持できない」、「働きたくても働く場所がない」など困難を抱える人々が増大するなど、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増しています。

このような中、「地域の問題は、みずから地域で解決しよう」とNPOや、ボランティア団体、協同組合、自治会など様々な非営利団体が、住みやすい地域の実現を目指し活動しています。これらのひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けています。

この「協同労働の協同組合」は、働くものが出資し合い、全員参加の経営で、仕事を行う組織であります。国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上が、この「協同労働」という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきました。

その中で、「自分たちの働き方に見合った〈法人格〉がほしい」、「〈労働者〉として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めてきました。

世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方＝労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。

日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000を超える団体がこの法制度化に賛同しています。また、国会で

は160名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

だれもが「希望し誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人と人のつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

上記の理由により、国においても社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します

平成22年3月16日

広陵町議会

衆議院議長 横 路 孝 弘 様
参議院議長 江 田 五 月 様
内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様
厚生労働大臣 長 妻 昭 様
総務大臣 原 口 一 博 様
経済産業大臣 直 嶋 正 行 様